郵政省の不用品売却に関する質問主意書

昭和二十五年四月二十五日

右の質問主意書を提出する。

重郎殿

衆

議

院

議長

幣

原

喜

提出者 土 橋 一 吉

_

郵政省の不用品売却に関する質問主意書

れ、 う三十円、 れる物品は衣服、タイヤ、 最近郵政省においては、 その種類は三十種類に及ぶものとみられ、 古卷脚はん三円、中古タイヤ二十円という値段であり、 古自転車などがあつて、夏上衣十五円、 赤字克服と倉庫 整理の名目で不用品の売却を行つており、 松山郵政局管内でも約百五十六万円の物品が売却され、 ほとんど手を通していない品物も含ま 夏ズボン十五円、冬上衣二十円、外と これによつて売却さ 全

に古物商などの一 これに対し従業員は 郵政省では昨年の十二月売却 括入札などの方法をとつており、 「従業員に完全に配給もしないで何故部外者に売るのだ」 強調 の通達を出した模様であるが、 このため品物 が これが売却にあたつては各郵政 市内のせり 市に出ている状態 「非現業員に被服を配給せ であ 人局單位 る。

国で約二千万円にのぼるときいている。

よ」「べらぼうに安すぎる」と不満の意を表明している。

政府はベース改訂を拒否し、もつぱら実質賃金の向上一点張りであるが、政府にもし一片の誠意があ

るならば、このような措置を郵政省はとるべきでないと思うが、政府の見解如何。

二 また、売却は即時これを中止し、従業員に対して公平、且つ速やかに無償で配給すべきであると考え

る。この従業員の強い要望に対して売却の即時中止、従業員への無償配給を実施する意思ありや如何。

右質問する。